

転出・転入などの手続きはお済みですか？

毎年4月は、入学や就職、転勤などによる転出・転入の住所変更が多く、市民課の窓口が大変混雑します。転出の予定が決まっているかたは、余裕をもって早めに手続きをしてください。

転出するかた

①窓口で転出の手続きをしてください。
い。転出証明書を発行します。
(無料)

※転出予定日が決まったら、転出の手続きをすることができます。

②転出先では、転入した日から14日以内に転出証明書を提出し、転入の手続きをしてください。

※転入地を変更して、別の住所地に転入する場合でも、転出証明書はそのまま使うことができます。

③印鑑登録証は、異動予定日の前日まで有効ですが、異動予定日以降は登録は抹消されます。

※印鑑登録証は窓口へ返すか、はさみを入れて破棄してください。

転入するかた

①本市に移ってきたら、前住所地で発行した証明書を持って、14日以内に転入の手続きをしてください。

②国民健康保険に加入しなければならぬかたは、その旨を申し出てください。

転居するかた

①転居した後、14日以内に手続きをしてください。

※手続き後、印鑑登録の住所地は自動的に変更されます。

②国民健康保険被保険者証、老人医療受給者証、介護保険被保険者証を持っているかたは持参してください。

戸籍・住民票の交付申請には「身分証明」の提示を

市民課窓口では、戸籍・住民票などの交付時や婚姻、離婚など戸籍の異動時には本人、あるいは正当な申請者であるかの確認を、5月1日から正確に行います。

これは法律の改正を受け、個人情報取得時の適正化と不正を防止することを目的としたものです。

申請時には次のような書類をご用意ください。

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、官公署発行の写真付き身分証明書、健康保険証、年金証書など

窓口業務を延長しています

市民課では、市民サービスの充実を図るために、次のとおり窓口業務の時間延長を行っています。

実施曜日

○毎週月曜日と金曜日
(祝日を除く)

延長時間

○午後5時15分～6時

取り扱い業務

- ①住民票の写しの交付
- ②印鑑登録証明書の交付
- ③年金現況証明書の交付
- ④記載事項証明書の交付
- ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付

※婚姻届・死亡届などは、これまでどおり当直室で受け付けます。



問い合わせ先

市民課

(☎)23 5111 内線213

上下水道について

転出・転入・転居のときは、3ヶ月前にご連絡ください。

★使用休止届け

転出・転居するかたは、使用休止の届けを出してください。届け出がないまま転出・転居をすると、届け出るまでの間の料金を支払うこととなります。

また、その後入居するかたに迷惑をかけることにもなります。

★使用開始届け

転入・転居などで新たに水道・下水道を使用するかたも届け出が必要です。



問い合わせ先

上下水道部管理課

(☎)25 4511